

西宮市からのお知らせ

令和7年1月4日
西宮市西部総合処理センター

産業廃棄物は搬入できません

事業系廃棄物は事業者の責任で適正に処理しましょう！

近年、事業系ごみを生活系ごみと偽り、搬入しようとする事業者が増加しております。

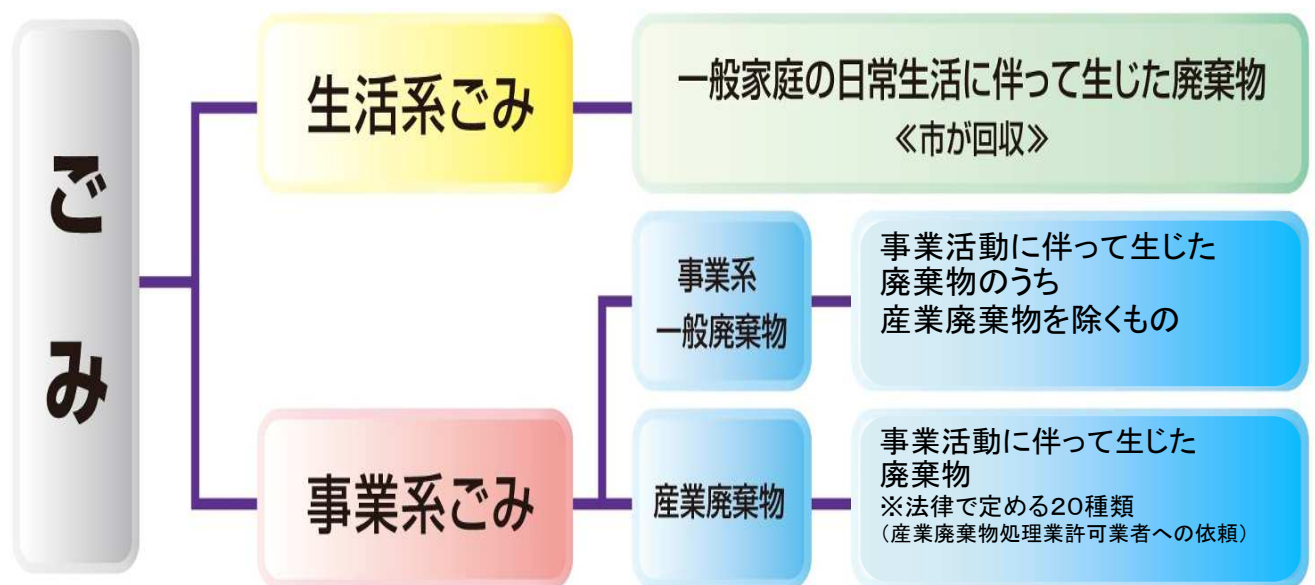
事業系ごみを生活系ごみと偽り搬入した場合、犯罪になることがあります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項

(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において
適正に処理しなければならない。

- ・平成29年4月より事業系ごみの搬入監視業務を強化しています。
- ・施設搬入時に不適物の混入が認められた場合は、違反品を持ち帰っていただき、指導・警告・搬入停止等の処分を行なう場合があります。また、排出事業者に対しても文書や直接訪問にて改善指導を行う場合があります。



【搬入・処分に関する問い合わせ】 施設管理課 (0798) 22-6601

【一般廃棄物に関する問い合わせ】 美化企画課 (0798) 35-8653

【産業廃棄物に関する問い合わせ】 事業系廃棄物対策課 (0798) 35-0185

【産業廃棄物の処理に関する問い合わせ】 一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会(078) 381-7464

※裏面に産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の区分表を記載しております。

産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の区分表

令和7年1月4日
西部総合処理センター

産業廃棄物（搬入不可能）

区分	種 類	ご み の 種 類 又 は 内 容	主 な 排 出 事 業 所
すべての事業活動に伴うもの	燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)
	汚泥	排水処理や各種生産工程で生ずる泥状物、建設汚泥、ビルビット汚泥、メッキ汚泥等	全事業所(工場、飲食店、旅館等)
	廃油	エンジンオイルなどの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、潤滑油、絶縁油、溶剤、アルコール類、タールピッチ等	全事業所
	廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃クロム酸、廃有機酸等すべての酸性廃液、※ジュース、牛乳も含まれる	全事業所(写真現像所、食品製造業等)
	廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像廃液、廃ソーダ液、自動車用不凍液等	全事業所
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ、カーテン、じゅうたん、マットレス等のポリウレタン製品、プラ製事務用品、医療用点滴バッグ・チューブ等	全事業所
		スーパーマーケット・ファーストフード店等で客が飲食した後のプラ容器等	
		従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当などのプラ製容器包装、発泡トレイ、プラ製品、ビニール袋、包装材、ペットボトル等	
	ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所
	金属くず	切削くず、研磨くず、鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属缶、自転車・机・ロッカー・事務用品・金属なべ等の金属製品等	全事業所
		従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	
	ガラスくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード、レンガくず、セメントくず等	全事業所
	コンクリートくず	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料ビン等のガラス容器、ガラス製品等	全事業所
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭等	全事業所(製綱・製綱圧延業等)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じるもので、コンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等、その他これらに類する不要物	全事業所
	ばいじん	ばい煙発生施設、焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	全事業所(ばい煙発生施設等)
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	ダンボール等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)
		パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工製造業、新聞業、製本業等
	木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)
		残材、チップ、おがくず等	製材業、パルプ製造業、木製品・家具製造業、輸入木材卸売業等
		物品賃貸業に係る廃木製品(木製家具等を含む)	レンタル業
		木製パレット（貨物の流通のために使用したもので、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） （ここでいうパレットとは、貨物を荷役、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含む）	全事業所
	繊維くず(天然素材)	縄、畳等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)
		木綿くず、糸くず、羊毛くず等天然繊維	製糸業、紡績業等
	動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず、ぬか、おから等	食品製造業、食品加工業 医薬品製造業、香料製造業
	動物系固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
	動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、鶏、うさぎ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等
	動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、鶏、うさぎ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等
	処分するために処理をしたもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの、汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等

事業系一般廃棄物（搬入可能）

品 目	備 考	主 な 排 出 事 業 所
木製家具類(机、テーブル、椅子、タンス)、梱包材、板きれ、木製看板、測量杭・測量ポール等	産業廃棄物の(木くず)に該当しない物に限る。	会社事務所、飲食店、家具屋、リサイクル店
街路樹せん定木、庭木せん定木、竹	金属、プラスチック、ガラス、鏡等は外して来て下さい。	測量業等
河川・道路管理等に伴う流木、木ぎれ		造園業、園芸サービス業
間伐材		国・県・市等管理者
ペット、動物園等のふん尿、死体		育林業
木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	産業廃棄物の(繊維くず)に該当しない物に限る。	ペットショップ、犬猫病院、動物園等
天然素材の衣類、布団、座布団、カバン等		繊維製品製造業
魚・食肉・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等		百貨店、スーパー、寝具店等
商品化された食料品で、賞味期限切れの製品、不良品等(冷凍食品含む)	食品製造業、食品加工業、医薬品製造業、香料製造業等以外で発生したもの。	卸売市場、スーパー、小売店、精肉店
	缶、ビン入り、アルミ包装状態は不可能、中身のみ可能。	飲食店、ホテル等
		食品製造業、卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等